

訂正請求書チェック票

- ・訂正請求を行う際は、手続が円滑に行われるよう、特許庁ウェブサイトの「訂正審判請求書及び訂正請求書の記載要領¹」(以下、「記載要領」) 及び「訂正審判・訂正請求Q & A²」(以下、「Q & A」) 等を参照して訂正請求書を作成してください。また、併せて本チェック票もご活用ください。
- ・記載要領及びQ & Aの参照箇所は、改訂に伴って変更される可能性がありますのでご注意ください。

項目名		チェック事項	参照箇所
提出日	<input type="checkbox"/>	取消理由通知、答弁指令等の指定期間内の提出ですか? 特に郵便、信書便により提出する場合はご注意ください。	記載要領 : p. 1
請求単位の選択	<input type="checkbox"/>	特許原簿の請求項数が2以上の場合、請求項ごとに請求していますか？（原則） 特許原簿の請求項数が1の場合、特許権全体に対して請求していますか？	Q & A : Q 3
手数料	<input type="checkbox"/>	手数料は適正額となっていますか？ ※手数料は、49,500円+（「請求の趣旨」記載の請求項数×5,500円）です。	記載要領 : p. 1
訂正の請求に係る請求項の数	<input type="checkbox"/>	請求項ごとに請求する場合、「訂正の請求に係る請求項の数」記載の請求項数は、「請求の趣旨」記載の請求項数と同じですか？ 特許原簿の請求項数が1で、特許権全体に対して請求する場合、「訂正の請求に係る請求項の数」は1になっていますか？	記載要領 : p. 2 Q & A : Q 4, 5
請求人	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	請求人は特許原簿と一致していますか？（全ての特許権者が記載されていますか？） 請求人の住所を記載していますか？ 代理人がない場合、法人にあっては代表者の記載がありますか？	記載要領 : p. 1
代理人	<input type="checkbox"/>	代理人の住所の記載がありますか？	記載要領 : p. 1
請求の趣旨	<input type="checkbox"/>	請求項ごとに請求する場合、「・・・のとおり、訂正後の請求項○、○～○について訂正することを求める。」のように記載していますか？ ※削除する請求項、訂正する請求項を引用し実質的に訂正される請求項、新たに追加する請求項も記載してください。 特許権全体に対して請求する場合、「・・・添付した訂正明細書、特許請求の範囲のとおり訂正することを求める。」と記載していますか？	記載要領 : p. 1
請求の理由	<input type="checkbox"/>	請求単位が複数（例えば、複数の独立請求項に対し同様の訂正）の場合、「(1) 設定登録の経緯」、「(2) 訂正事項」及び「(3) 訂正の理由」を請求単位ごとに繰り返して記載していますか？ ※請求項ごとに請求する場合、一群の請求項ごと及び請求項（一群の請求項に属さない請求項）ごとに繰り返してください。	記載要領 : p. 3

¹ https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/document/general-kaisei2711_teisei/04_2.pdf

² <https://www.jpo.go.jp/faq/yokuaru/shinpan/document/index/03.pdf>

訂正事項	<input type="checkbox"/> 訂正の箇所について、訂正前後の請求項番号、段落番号等で特定していますか? <input type="checkbox"/> 訂正事項は訂正請求書に添付した訂正明細書等と整合していますか? <input type="checkbox"/> 請求項数が増減する場合、訂正前後の請求項の対応表を記載していますか? <input type="checkbox"/> 2回目以降の訂正請求の場合、訂正の基礎となる明細書等は、特許原簿（通常は設定登録時）の明細書等にしていますか? ※先の訂正請求はみなし取下げになります。	記載要領 : p. 3
訂正の理由	<input type="checkbox"/> 一群の請求項に係る訂正がある場合、「一群の請求項についての説明」はありますか? <input type="checkbox"/> 「訂正事項が全ての訂正要件に適合している事実の説明」に以下の項目がありますか? ① 訂正の目的 ② 実質拡張・変更する訂正ではないこと ③ 当初明細書等の記載事項の範囲内の訂正であること ④ 独立特許要件を満たしていること（申立て又は請求の対象の請求項については「課されない」旨の記載で十分です。） ※特許異議申立てと特許無効審判では、適用条文が異なりますので注意してください。	記載要領 : p. 3～5
	<input type="checkbox"/> 明細書又は図面の訂正の場合、「明細書又は図面の訂正と関係する全ての請求項」を記載していますか？ また、明細書又は図面の訂正と「関係する全ての請求項」を「請求の趣旨」にも記載していますか？	
訂正明細書、特許請求の範囲、図面	<input type="checkbox"/> 添付する訂正明細書等は全文になっていますか? <input type="checkbox"/> 削除の訂正の場合、番号の繰り上げは行わず、「【請求項○】（削除）」、「【○○○○】（削除）」のように記載していますか? <input type="checkbox"/> 追加の訂正の場合、末尾に続けて記載していますか? <input type="checkbox"/> 訂正箇所に下線を付していますか?	記載要領 : p. 6～7
承諾書	<input type="checkbox"/> 専用実施権者又は質権者があるときは、全員の承諾書を添付していますか？	記載要領 : p. 5
訂正請求書副本	<input type="checkbox"/> 副本の数は、相手方の数に1を加えた数になっていますか? ※電子特殊申請による提出時は副本は必要ありません。	記載要領 : p. 5

※本チェック票の内容についてご質問がある場合には、担当審判書記官又は審判企画室（内線5852）

までお願いいたします。

※提出された書面の確認のため担当審判書記官から連絡をさせていただく場合があります。

※審判事件の手続の経緯は、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）³でも参照可能ですので、必要に応じてご確認ください。

³ <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>